

積算基準 市版（運用歩掛）（平成27年10月30日以降適用） 訂正対照表

頁	訂正前	訂正後（平成28年4月1日以降適用）（平成28年7月14日訂正）
総目次	<p align="center">市版（運用歩掛） 総目次 〔1 一般土木〕</p> <p align="center">第I編 総則</p> <p>第2章 工事費の積算 1-1</p> <p>① 直接工事費 1-1</p> <p> 1. 労務単価の補正 1-1</p> <p>② 間接工事費 1-3</p> <p> 1. 共通仮設費 1-3</p> <p> 2. 安全費（積上げ項目の積算） 1-4</p> <p>第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整及び スライド条項の運用について 1-6</p> <p>① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び 一般管理費等の調整について 1-6</p>	<p align="center">市版（運用歩掛） 総目次 〔1 一般土木〕</p> <p align="center">第I編 総則</p> <p>第2章 工事費の積算 1-1</p> <p>① 直接工事費 1-1</p> <p> 1. 労務単価の補正 1-1</p> <p> 2. 交通誘導警備員の計上について 1-2-2</p> <p>② 間接工事費 1-3</p> <p> 1. 共通仮設費 1-3</p> <p> 2. 安全費（積上げ項目の積算） 1-4</p> <p>第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整及び スライド条項の運用について 1-6</p> <p>① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び 一般管理費等の調整について 1-6</p>
目次	<p align="center">〔1 一般土木〕</p> <p align="center">第I編 総則</p> <p>第2章 工事費の積算 1-1</p> <p>① 直接工事費 1-1</p> <p> 1. 労務単価の補正 1-1</p> <p>② 間接工事費 1-3</p> <p> 1. 共通仮設費 1-3</p> <p> 2. 安全費（積上げ項目の積算） 1-4</p> <p>第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整及び スライド条項の運用について 1-6</p> <p>① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び 一般管理費等の調整について 1-6</p>	<p align="center">〔1 一般土木〕</p> <p align="center">第I編 総則</p> <p>第2章 工事費の積算 1-1</p> <p>① 直接工事費 1-1</p> <p> 1. 労務単価の補正 1-1</p> <p> 2. 交通誘導警備員の計上について 1-2-2</p> <p>② 間接工事費 1-3</p> <p> 1. 共通仮設費 1-3</p> <p> 2. 安全費（積上げ項目の積算） 1-4</p> <p>第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整及び スライド条項の運用について 1-6</p> <p>① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び 一般管理費等の調整について 1-6</p>

追加

追加

積算基準 市版（運用歩掛）（平成27年10月30日以降適用） 訂正対照表

頁	訂正前	訂正後（平成28年4月1日以降適用）（平成28年7月14日訂正）																
<p>第2章 工事費の積算 ①直接工事費 1-2-2 (追加)</p>	<p>2-3 交通誘導警備員の計上方法について</p> <p>(1) 当初設計における交通誘導警備員計上方法の基本</p> <p>1) 配置の必要な箇所および日々の配置人員が想定できる場合（主にバイパス等の改築工事） 積算工程（発注時の官側工程）に基づき①必要な箇所毎に②必要な日数③日々の配置人員を設定し、必要総人員の算定を行い計上する。</p> <p>2) 日々移動を伴い交通条件が変化し日々の配置人員が想定できない場合（主に現道等の維持修繕工事） 積算工程（発注時の官側工程）に基づき①必要な日数②日々の標準的な配置人員を設定し、必要総人員の算定を行い計上する。</p> <p>3) 前記1) 2) の条件が混在する場合（主にバイパス工事等に現道区間を含む工事） それぞれの条件で必要人員を設定し、必要総人員の算定を行い計上する。</p> <p>4) 日々の配置人員のうち次に該当する場合は、警備業法で定める検定合格者（交通誘導警備員A）を規制区間1箇所につき1名配置するものとする。 ・高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道 ・道路法第4条第1項に規定する自動車専用道路 ・都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認める道路</p> <p>(2) 変更設計における交通誘導警備員計上方法の基本</p> <p>1) 配置の必要な箇所および日々の配置人員が想定できる場合（主にバイパス等の改築工事）</p> <p>① 受注者の都合で①必要な箇所②必要な日数③日々の配置人員が当初設計と異なった場合は変更の対象としない。ただし、工事数量の変更による変更は可とする。</p> <p>② 交通管理者からの条件や現場条件の精査から①必要な箇所②日々の配置人員が当初設計と異なった場合はその条件に基づき変更する（必要日数は積算工程とする）。ただし、受注者の都合によるものは対象としない。また、実績は配置人員が把握できる写真と共に現場書類として保管する。</p> <p>2) 日々移動を伴い交通条件が変化し日々の配置人員が想定できない場合（主に現道等の維持修繕工事） 受注者と監督員が協議して定めたものは設計変更の対象とし、原則として、事後の査定は実施しない。なお、明らかに受注者の都合による配置人員は計上しない。</p> <p>3) 日々の配置人員を変更する際は、交通管理者、発注者、受注者の協議により決定する。</p> <p>4) 準備作業に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、安全費に積上げ計上する。</p> <p>5) 必要日数は半日単位で精査する。（半日未満繰り上げ）</p> <p>6) 実績は配置人員が把握できる写真と共に現場書類として保管する。</p> <p>(3) 交替要員の計上について 交替要員の費用の計上は「積算基準〔1 一般土木〕第1編 総則 第2章 ② 2-5 安全費」によるものとし、実績で別途要員を確保した場合でも変更の対象としない。</p> <p>(4) 施工条件明示 交通誘導警備員を計上する場合は、下記例のとおり施工条件明示総括表等に明示すること。</p> <table border="1" data-bbox="257 1173 1008 1428"> <thead> <tr> <th>明示項目</th> <th>施工条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ IV 安全対策 関係</td> <td>○ 1 交通安全施設等の指定あり 交通誘導警備員： 2人/箇所、100日間（200人日）（勤務実績提出の必要あり） その他施設等：</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 2 近接作業制限あり（鉄道、ガス、水道、電気、電話等） 内 容： No. 4～No. 7付近は鉄道近接のため列車見張員を配置する 工法制限： 重機作業制限 作業時間制限： 列車通過時重機作業中断</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 3 その他 交通誘導警備員については、警察等関係機関との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合や現地の状況により、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。</td> </tr> </tbody> </table>	明示項目	施工条件	○ IV 安全対策 関係	○ 1 交通安全施設等の指定あり 交通誘導警備員： 2人/箇所、100日間（200人日）（勤務実績提出の必要あり） その他施設等：		○ 2 近接作業制限あり（鉄道、ガス、水道、電気、電話等） 内 容： No. 4～No. 7付近は鉄道近接のため列車見張員を配置する 工法制限： 重機作業制限 作業時間制限： 列車通過時重機作業中断		○ 3 その他 交通誘導警備員については、警察等関係機関との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合や現地の状況により、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。	<p>2 交通誘導警備員の計上について</p> <p>(1) 当初設計における交通誘導警備員計上方法の基本</p> <p>1) 配置の必要な箇所および日々の配置人員が想定できる場合（主にバイパス等の改築工事） 積算工程（発注時の官側工程）に基づき①必要な箇所毎に②必要な日数③日々の配置人員を設定し、必要総人員の算定を行い計上する。</p> <p>2) 日々移動を伴い交通条件が変化し日々の配置人員が想定できない場合（主に現道等の維持修繕工事） 積算工程（発注時の官側工程）に基づき①必要な日数②日々の標準的な配置人員を設定し、必要総人員の算定を行い計上する。</p> <p>3) 前記1) 2) の条件が混在する場合（主にバイパス工事等に現道区間を含む工事） それぞれの条件で必要人員を設定し、必要総人員の算定を行い計上する。</p> <p>4) 日々の配置人員のうち次に該当する場合は、警備業法で定める検定合格者（交通誘導警備員A）を規制区間1箇所につき1名配置するものとする。 ・高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道 ・道路法第4条第4項に規定する自動車専用道路 ・都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認める道路</p> <p>(2) 変更設計における交通誘導警備員計上方法の基本</p> <p>1) 配置の必要な箇所および日々の配置人員が想定できる場合（主にバイパス等の改築工事）</p> <p>① 受注者の都合で①必要な箇所②必要な日数③日々の配置人員が当初設計と異なった場合は変更の対象としない。ただし、工事数量の変更による変更は可とする。</p> <p>② 交通管理者からの条件や現場条件の精査から①必要な箇所②日々の配置人員が当初設計と異なった場合はその条件に基づき変更する（必要日数は積算工程とする）。ただし、受注者の都合によるものは対象としない。また、実績は配置人員が把握できる写真と共に現場書類として保管する。</p> <p>2) 日々移動を伴い交通条件が変化し日々の配置人員が想定できない場合（主に現道等の維持修繕工事） 受注者と監督員が協議して定めたものは設計変更の対象とし、原則として、事後の査定は実施しない。なお、明らかに受注者の都合による配置人員は計上しない。</p> <p>3) 日々の配置人員を変更する際は、交通管理者、発注者、受注者の協議により決定する。</p> <p>4) 必要日数は半日単位で精査する。（半日未満繰り上げ）</p> <p>5) 実績は配置人員が把握できる写真と共に現場書類として保管する。</p> <p>(3) 交替要員の計上について 交替要員の費用の計上は「積算基準〔1 一般土木〕第II編 共通工 第5章 ㉞ 交通誘導警備員」によるものとし、実績で別途要員を確保した場合でも変更の対象としない。</p> <p>(4) 施工条件明示 交通誘導警備員を計上する場合は、下記例のとおり施工条件明示総括表等に明示すること。</p> <table border="1" data-bbox="1299 1093 2060 1348"> <thead> <tr> <th>明示項目</th> <th>施工条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ IV 安全対策 関係</td> <td>○ 1 交通安全施設等の指定あり 交通誘導警備員： 2人/箇所、100日間（200人日）（勤務実績提出の必要あり） その他施設等：</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 2 近接作業制限あり（鉄道、ガス、水道、電気、電話等） 内 容： No. 4～No. 7付近は鉄道近接のため列車見張員を配置する 工法制限： 重機作業制限 作業時間制限： 列車通過時重機作業中断</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 3 その他 交通誘導警備員については、警察等関係機関との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合や現地の状況により、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。</td> </tr> </tbody> </table>	明示項目	施工条件	○ IV 安全対策 関係	○ 1 交通安全施設等の指定あり 交通誘導警備員： 2人/箇所、100日間（200人日）（勤務実績提出の必要あり） その他施設等：		○ 2 近接作業制限あり（鉄道、ガス、水道、電気、電話等） 内 容： No. 4～No. 7付近は鉄道近接のため列車見張員を配置する 工法制限： 重機作業制限 作業時間制限： 列車通過時重機作業中断		○ 3 その他 交通誘導警備員については、警察等関係機関との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合や現地の状況により、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。
明示項目	施工条件																	
○ IV 安全対策 関係	○ 1 交通安全施設等の指定あり 交通誘導警備員： 2人/箇所、100日間（200人日）（勤務実績提出の必要あり） その他施設等：																	
	○ 2 近接作業制限あり（鉄道、ガス、水道、電気、電話等） 内 容： No. 4～No. 7付近は鉄道近接のため列車見張員を配置する 工法制限： 重機作業制限 作業時間制限： 列車通過時重機作業中断																	
	○ 3 その他 交通誘導警備員については、警察等関係機関との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合や現地の状況により、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。																	
明示項目	施工条件																	
○ IV 安全対策 関係	○ 1 交通安全施設等の指定あり 交通誘導警備員： 2人/箇所、100日間（200人日）（勤務実績提出の必要あり） その他施設等：																	
	○ 2 近接作業制限あり（鉄道、ガス、水道、電気、電話等） 内 容： No. 4～No. 7付近は鉄道近接のため列車見張員を配置する 工法制限： 重機作業制限 作業時間制限： 列車通過時重機作業中断																	
	○ 3 その他 交通誘導警備員については、警察等関係機関との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合や現地の状況により、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。																	

P 1-4から移行

削除

P 1-5から移行

第II編 共通工 第5章 ㉞ 交通誘導警備員

積算基準 市版（運用歩掛）（平成27年10月30日以降適用） 訂正対照表

頁	訂正前	訂正後（平成28年4月1日以降適用）（平成28年7月14日訂正）
第2章 工事費の積算 ②間接工事費 1-4	<p>2. 安全費（積上げ項目の積算）</p> <p>2-1 交通安全管理に要する費用 安全費を積上げにより求める場合は、率に含まれる項目の確認のうえ必要項目を積算するものとする。なお、交通誘導警備員は、一般交通を規制する場合に計上する。</p> <p>2-2 安全施工に要する費用 安全費を積上げにより求める場合は、率に含まれる項目を確認のうえ必要項目を積算するものとする。</p> <p>(1) 列車見張員及び電鈴 線路に近接し、直接又は間接に列車運転等に支障を及ぼすおそれのある作業をする場合は、列車見張員（保安員）を計上すること。なお、保安員は1箇所1名とする。 線路下または線路に近接して行う作業（土留支保工、切土、盛土等）には、列車及び作業員の安全確保のために列車見張員（保安員）を計上すること。</p> <p>(2) 線路に近接し、杭打ち作業または切取作業を行う場合は、関係機関と十分打合せのうえ、必要経費を計上すること。</p> <p>2-3 交通誘導警備員の計上方法について</p> <p>(1) 当初設計における交通誘導警備員計上方法の基本</p> <p>1) 配置の必要な箇所および日々の配置人員が想定できる場合（主にバイパス等の改築工事） 積算工程（発注時の官側工程）に基づき①必要な箇所毎に②必要な日数③日々の配置人員を設定し、必要総人員の算定を行い計上する。</p> <p>2) 日々移動を伴い交通条件が変化し日々の配置人員が想定できない場合（主に現道等の維持修繕工事） 積算工程（発注時の官側工程）に基づき①必要な日数②日々の標準的な配置人員を設定し、必要総人員の算定を行い計上する。</p> <p>3) 前記1) 2) の条件が混在する場合（主にバイパス工事等に現道区間を含む工事） それぞれの条件で必要人員を設定し、必要総人員の算定を行い計上する。</p> <p>4) 日々の配置人員のうち次に該当する場合は、警備業法で定める検定合格者（交通誘導警備員A）を規制区間1箇所につき1名配置するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道 ・道路法第48条の4第1項に規定する自動車専用道路 ・都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認める道路 <p>(2) 変更設計における交通誘導警備員計上方法の基本</p> <p>1) 配置の必要な箇所および日々の配置人員が想定できる場合（主にバイパス等の改築工事）</p> <p>① 受注者の都合で①必要な箇所②必要な日数③日々の配置人員が当初設計と異なった場合は変更の対象としない。ただし、工事数量の変更による変更は可とする。</p> <p>② 交通管理者からの条件や現場条件の精査から①必要な箇所②日々の配置人員が当初設計と異なった場合はその条件に基づき変更する（必要日数は積算工程とする）。ただし、受注者の都合によるものは対象としない。また、実績は配置人員が把握できる写真と共に現場書類として保管する。</p> <p>2) 日々移動を伴い交通条件が変化し日々の配置人員が想定できない場合（主に現道等の維持修繕工事） 受注者と監督員が協議して定めたものは設計変更の対象とし、原則として、事後の査定は実施しない。なお、明らかに受注者の都合による配置人員は計上しない。</p> <p>3) 日々の配置人員を変更する際は、交通管理者、発注者、受注者の協議により決定する。</p> <p>4) 準備作業に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、安全費に積上げ計上する。</p>	<p>2. 安全費（積上げ項目の積算）</p> <p>2-1 交通安全管理に要する費用 安全費を積上げにより求める場合は、率に含まれる項目の確認のうえ必要項目を積算するものとする。なお、交通誘導警備員は、一般交通を規制する場合に計上する。</p> <p>2-1 安全施工に要する費用 安全費を積上げにより求める場合は、率に含まれる項目を確認のうえ必要項目を積算するものとする。</p> <p>(1) 列車見張員及び電鈴 線路に近接し、直接又は間接に列車運転等に支障を及ぼすおそれのある作業をする場合は、列車見張員（保安員）を計上すること。なお、保安員は1箇所1名とする。 線路下または線路に近接して行う作業（土留支保工、切土、盛土等）には、列車及び作業員の安全確保のために列車見張員（保安員）を計上すること。</p> <p>(2) 線路に近接し、杭打ち作業または切取作業を行う場合は、関係機関と十分打合せのうえ、必要経費を計上すること。</p> <p>2-3 交通誘導警備員の計上方法について</p> <p>(1) 当初設計における交通誘導警備員計上方法の基本</p> <p>1) 配置の必要な箇所および日々の配置人員が想定できる場合（主にバイパス等の改築工事） 積算工程（発注時の官側工程）に基づき①必要な箇所毎に②必要な日数③日々の配置人員を設定し、必要総人員の算定を行い計上する。</p> <p>2) 日々移動を伴い交通条件が変化し日々の配置人員が想定できない場合（主に現道等の維持修繕工事） 積算工程（発注時の官側工程）に基づき①必要な日数②日々の標準的な配置人員を設定し、必要総人員の算定を行い計上する。</p> <p>3) 前記1) 2) の条件が混在する場合（主にバイパス工事等に現道区間を含む工事） それぞれの条件で必要人員を設定し、必要総人員の算定を行い計上する。</p> <p>4) 日々の配置人員のうち次に該当する場合は、警備業法で定める検定合格者（交通誘導警備員A）を規制区間1箇所につき1名配置するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> →高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道 →道路法第48条の4第1項に規定する自動車専用道路 →都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認める道路 <p>(2) 変更設計における交通誘導警備員計上方法の基本</p> <p>1) 配置の必要な箇所および日々の配置人員が想定できる場合（主にバイパス等の改築工事）</p> <p>① 受注者の都合で①必要な箇所②必要な日数③日々の配置人員が当初設計と異なった場合は変更の対象としない。ただし、工事数量の変更による変更は可とする。</p> <p>② 交通管理者からの条件や現場条件の精査から①必要な箇所②日々の配置人員が当初設計と異なった場合はその条件に基づき変更する（必要日数は積算工程とする）。ただし、受注者の都合によるものは対象としない。また、実績は配置人員が把握できる写真と共に現場書類として保管する。</p> <p>2) 日々移動を伴い交通条件が変化し日々の配置人員が想定できない場合（主に現道等の維持修繕工事） 受注者と監督員が協議して定めたものは設計変更の対象とし、原則として、事後の査定は実施しない。なお、明らかに受注者の都合による配置人員は計上しない。</p> <p>3) 日々の配置人員を変更する際は、交通管理者、発注者、受注者の協議により決定する。</p> <p>4) 準備作業に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、安全費に積上げ計上する。</p>

P 1-2-2へ移行
→

P 1-2-2へ移行
→

積算基準 市版（運用歩掛）（平成27年10月30日以降適用） 訂正対照表

頁	訂正前	訂正後（平成28年4月1日以降適用）（平成28年7月14日訂正）																
<p>第2章 工事費の積算 ②間接工事費 1-5</p>	<p>5) 必要日数は半日単位で精査する。(半日未満繰り上げ) 6) 実績は配置人員が把握できる写真と共に現場書類として保管する。</p> <p>(3) 交替要員の計上について 交替要員の費用の計上は「積算基準〔1 一般土木〕 第1編 総則 第2章 ② 2-5 安全費」によるものとし、実績で別途要員を確保した場合でも変更の対象としない。</p> <p>(4) 施工条件明示 交通誘導警備員を計上する場合は、下記例のとおり施工条件明示総括表等に明示すること。</p> <table border="1" data-bbox="264 459 1019 715"> <thead> <tr> <th>明示項目</th> <th>施工条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ IV 安全対策 関係</td> <td>○ 1 交通安全施設等の指定あり 交通誘導警備員： 2人/箇所、100日間（200人日）（勤務実績提出の必要あり） その他施設等：</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 2 近接作業制限あり（鉄道、ガス、水道、電気、電話等） 内 容： No. 4～No. 7付近は鉄道近接のため列車見張員を配置する 工法制限： 重機作業制限 作業時間制限： 列車通過時重機作業中断</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 3 その他 交通誘導警備員については、警察等関係機関との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合や現地の状況により、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。</td> </tr> </tbody> </table>	明示項目	施工条件	○ IV 安全対策 関係	○ 1 交通安全施設等の指定あり 交通誘導警備員： 2人/箇所、100日間（200人日）（勤務実績提出の必要あり） その他施設等：		○ 2 近接作業制限あり（鉄道、ガス、水道、電気、電話等） 内 容： No. 4～No. 7付近は鉄道近接のため列車見張員を配置する 工法制限： 重機作業制限 作業時間制限： 列車通過時重機作業中断		○ 3 その他 交通誘導警備員については、警察等関係機関との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合や現地の状況により、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。	<p align="center">P 1-2-2へ移行</p> <p>→</p> <p>5) 必要日数は半日単位で精査する。(半日未満繰り上げ) 6) 実績は配置人員が把握できる写真と共に現場書類として保管する。</p> <p>-(3) 交替要員の計上について 交替要員の費用の計上は「積算基準〔1 一般土木〕 第1編 総則 第2章 ② 2-5 安全費」によるものとし、実績で別途要員を確保した場合でも変更の対象としない。</p> <p>-(4) 施工条件明示 交通誘導警備員を計上する場合は、下記例のとおり施工条件明示総括表等に明示すること。</p> <table border="1" data-bbox="1317 448 2072 703"> <thead> <tr> <th>明示項目</th> <th>施工条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ IV 安全対策 関係</td> <td>○ 1 交通安全施設等の指定あり 交通誘導警備員： 2人/箇所、100日間（200人日）（勤務実績提出の必要あり） その他施設等：</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 2 近接作業制限あり（鉄道、ガス、水道、電気、電話等） 内 容： No. 4～No. 7付近は鉄道近接のため列車見張員を配置する 工法制限： 重機作業制限 作業時間制限： 列車通過時重機作業中断</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 3 その他 交通誘導警備員については、警察等関係機関との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合や現地の状況により、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。</td> </tr> </tbody> </table>	明示項目	施工条件	○ IV 安全対策 関係	○ 1 交通安全施設等の指定あり 交通誘導警備員： 2人/箇所、100日間（200人日）（勤務実績提出の必要あり） その他施設等：		○ 2 近接作業制限あり（鉄道、ガス、水道、電気、電話等） 内 容： No. 4～No. 7付近は鉄道近接のため列車見張員を配置する 工法制限： 重機作業制限 作業時間制限： 列車通過時重機作業中断		○ 3 その他 交通誘導警備員については、警察等関係機関との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合や現地の状況により、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。
明示項目	施工条件																	
○ IV 安全対策 関係	○ 1 交通安全施設等の指定あり 交通誘導警備員： 2人/箇所、100日間（200人日）（勤務実績提出の必要あり） その他施設等：																	
	○ 2 近接作業制限あり（鉄道、ガス、水道、電気、電話等） 内 容： No. 4～No. 7付近は鉄道近接のため列車見張員を配置する 工法制限： 重機作業制限 作業時間制限： 列車通過時重機作業中断																	
	○ 3 その他 交通誘導警備員については、警察等関係機関との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合や現地の状況により、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。																	
明示項目	施工条件																	
○ IV 安全対策 関係	○ 1 交通安全施設等の指定あり 交通誘導警備員： 2人/箇所、100日間（200人日）（勤務実績提出の必要あり） その他施設等：																	
	○ 2 近接作業制限あり（鉄道、ガス、水道、電気、電話等） 内 容： No. 4～No. 7付近は鉄道近接のため列車見張員を配置する 工法制限： 重機作業制限 作業時間制限： 列車通過時重機作業中断																	
	○ 3 その他 交通誘導警備員については、警察等関係機関との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合や現地の状況により、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。																	